

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原告 デニズ・(閲覧制限)

被告 国

準備書面(5)

令和3年5月25日

東京地方裁判所民事第1部合1係 御中

被告指定代理人

山口 友 寛



上 條 聡 子



清 水 俊 幸(代)



小 林 真 由 美(代)



迎 雄 二(代)



岩 崎 智 弥(代)



飯 田 一 徳(代)



潮 田 洋 次(代)



第1	本件隔離は国賠法上違法と評価されないこと	3
1	隔離措置の国賠法上の違法性を判断する枠組みについて	3
	(1) 原告の主張	3
	(2) 被告の主張	3
2	本件隔離について隔離事由が認められ、所長等の裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものとは認められないことについて	9
	(1) 原告の主張	9
	(2) 被告の主張	9
3	まとめ	20
第2	処遇規則41条の4所定の必要な措置に係る原告の主張に理由がないこと	21
1	原告の主張	21
2	被告の反論	22
	(1) 必要な措置に係る原告の主張に理由がないこと	22
	(2) 注意喚起の存否及び効果についての原告の主張に理由がないこと	23
	(3) まとめ	26
第3	結語	27

被告は、本準備書面において、原告の令和3年1月8日付け原告第3準備書面（以下「原告第3準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

## 第1 本件隔離は国賠法上違法と評価されないこと

### 1 隔離措置の国賠法上の違法性を判断する枠組みについて

#### (1) 原告の主張

原告は、処遇規則18条1項に基づく隔離措置について、同条1項各号の要件を充足すること、選択された隔離措置が比例原則に照らして許容されるものであること、及び当該隔離措置が施設内の規律維持等の目的を達するために他の手段では達成できないものであることが必要であるとした上で、同条1項本文に該当する行為（以下「隔離事由」という。）があったとしても、隔離事由に該当する行為が軽微である場合や、反復可能性、継続可能性が認められない場合は隔離措置をするべきではないと主張する（原告第3準備書面2及び4ページ）。

#### (2) 被告の主張

##### ア 隔離措置に関する法令の定めについて

(ア) 入管法61条の7第1項は、入国者収容所等に収容されている者（被収容者）には、入国者収容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならないと定めた上で、第6項において、被収容者の処遇に関し必要な事項の定めについて、法務省令に委任している。上記第1項の規定は、被収容者の処遇一般に適用される原則を示したものと解される。

退去強制令書等により収容される被収容者は、逃亡防止等を目的としてその居住を入国者収容所等内に限定されるものであり、その限度で身

体的行動の自由を制限され、また、収容先である入国者収容所等内の規律及び秩序を維持するために必要かつ合理的な範囲において、被収容者の権利又は自由に一定の制約が加えられることもやむを得ず、このことは、収容そのものの予定するところであるといえる。

入管法61条の7第1項の規定は、上記のとおり入国者収容所等内の規律及び秩序を維持するために必要かつ合理的な範囲においては、被収容者の権利又は自由に一定の制約が加えられることを認めたものと解され、同条1項の「入国者収容所等の保安上支障」がある場合とは、入国者収容所等内の規律及び秩序を害し、又は害するおそれのある場合をいうものと解される。例えば、入国者収容所等内における暴行等の犯罪行為や自損行為、職員の正当な職務執行に反抗する等の行為も上記規律及び秩序を害するものといえる。

(イ) 入管法61条の7第6項による委任を受けた処遇規則18条1項本文所定の隔離事由が認められた場合は、期限を定め、その者を他の被収容者から隔離することができるとして、所長等に隔離措置の権限を認めている。

上記隔離事由は、暴行等の犯罪行為、職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害する行為など、それ自体、入国者収容所等内の規律及び秩序を害し、又は害するおそれを生じさせる危険性の高い行為というべきものであり、特段の事情がない限り、施設内の規律及び秩序を維持するために当該行為をした者を他の被収容者から隔離する必要性が認められるといえる。また、同項本文は、被収容者がそのような行為をした場合、他に特段の要件を規定することなく、所長等の隔離権限の発生を認めており、同項ただし書において、「隔離の必要がなくなったとき」に、事後的に隔離を中止しなければならない旨を定めるのみである。上記の各規定からすると、同項本文は、上記要件を満たす場合には、入国者収容所

等内の規律及び秩序維持等のため同項所定の行為をした者を他の被収容者から隔離する必要があるものとして、所長等において、当該者を他の被収容者から隔離することができるものと定めたものと解される。

(ウ) 所長等が行う隔離の方法については、処遇規則18条1項本文において、期限を定めて他の被収容者から隔離することができるものと定められているほかは、隔離の具体的内容や期間の長さ・定め方について何ら規定がない。この点、前記(ア)のとおり、被収容者の処遇については、入管法61条の7第1項において、入国者収容所等内の規律及び秩序を維持するために必要かつ合理的な範囲において、被収容者の権利又は自由に一定の制約を加えることが認められていることからすると、処遇規則18条1項本文所定の要件に該当する場合、所長等は、その当時における規律維持等の必要性に照らして、合理的な期間及び方法により、隔離措置を執ることができるというべきである。

(エ) また、処遇規則19条が、戒具の使用の要件や使用態様について、「他にこれを防止する方法がないと認められる場合は」、「必要最小限度の範囲で」戒具を使用させることができると規定しているのに対し、処遇規則18条にはそのような規定はない。

これは、戒具の使用は、部分的とはいえ身体を直接的に奪うものであるのに対し、隔離措置は、対象者を他の被収容者から隔離することをその内容とするものであり、これによる自由の制約の程度は、戒具の使用による場合に比して低いことから、その要件や措置の程度について区別して規定されているものと解される。

イ 隔離措置が国賠法上違法と評価されるのは、所長等がその付与された裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合であること

(ア) 公権力の行使に当たる公務員の行為が国賠法1条1項の適用上「違法」

と評価されるためには、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要であり（被告準備書面(1)18ページ）、この事情については、原告に主張立証責任があると解される（東京高裁平成11年4月26日判決・訟務月報46巻3号937ページ参照。同判決に対する上告及び上告受理申立ては、最高裁平成12年2月29日第三小法廷決定により、上告棄却及び上告不受理とされている。）。

(イ) 前記アのとおり、入管法及び処遇規則の各規定等によれば、所長等は、隔離事由が認められる場合、隔離措置を行う権限を付与されていると解され、また、その当時の必要性に照らして、合理的な期間及び方法により、隔離措置を執ることができるものとされている。

(ウ) また、隔離措置を執る場合、被収容者には、保安上支障がない範囲内で、できる限りの自由が与えられている（乙4）。

具体的には、通常、被収容者は、隔離中であっても、一般の収容区に存在する単独室と同程度の広さ（約4畳）の居室で生活をしている。そして、他の被収容者と同様に、戸外での運動、入浴、洗濯、面会、電話、読書、CDの聴取、物品の購入及び手紙の受発信などが認められている。

このように、隔離措置は、一般の被収容者の処遇（被告準備書面(1)18及び19ページ参照）に比して、被収容者の自由の重大な制約を伴うものではない。

(エ) さらに、前記ア(イ)のとおり、法令には隔離措置の期間及び方法について何ら具体的規定がないことに加えて、隔離措置について必要かつ合理的なものといえるかどうかについては、隔離される被収容者の性向、行状、入国者収容所等内の管理・保安の状況等、具体的状況の下で、その当時の隔離の必要性に照らして、具体的な隔離の期間及び方法が相当と認められるか否かという裁量的判断を要することからすると（被告準備

書面(3)10及び11ページ), その判断は, 入国者収容所等の実情に通曉し, 専門的な知識経験を有する所長等の広範な裁量に委ねられているというべきである。

(カ) 以上によれば, 所長等が, 隔離事由が認められる場合に行った隔離措置については, 上記(エ)の判断が合理的根拠を欠き, 又は著しく妥当性を欠く場合に限り, その付与された裁量権の範囲を逸脱し, 又はこれを濫用するものと認められ, 国賠法1条1項の適用上「違法」と評価されるものというべきである。

#### ウ 原告の主張に対する反論

(ア) 原告は, 隔離措置について, 施設内の規律維持等の目的を達するため  
に他の手段では達成できないものであることが必要である旨主張する。

しかしながら, 前記イ(イ)のとおり, 所長等は, 隔離事由が認められる場合には, 隔離措置を行う権限を付与され, 当該事由により認められる当時の必要性に照らして合理的な期間及び方法により隔離措置を執ることが出来るものと解される。このように解されることは, 前記ア(エ)のとおり, 戒具の使用については, 「他にこれを防止する方法がないと認められる場合は」, 「必要最小限度の範囲で」戒具を使用させることができるとの規定があるのに対し, 隔離措置についてはそのような規定はないことなどから裏付けられるというべきであり, 原告が主張するように, 隔離措置について他の手段では達成できないものであることを要すると解する根拠はない。

なお, 原告の指摘する隔離要領は, 「被収容者の人権を侵害したなどとの批判を受けることがないよう万全を期す」ため, 運用の要領を定めたものであって, 「やむなく」との記載も, 隔離措置が「収内の安全と秩序維持を図るため」必要がある場合に, 被収容者の自由を制約するもので

あること（前記ア(ア), 同(イ)参照）を表す以上に、原告の主張する上記解釈を裏付けるものとはいえない。

したがって、原告の上記主張には理由がない。

(イ) また、原告は、隔離事由に該当する行為が軽微である場合や、反復可能性、継続可能性が認められない場合は隔離措置をするべきではないと主張する。

しかしながら、前記アのとおり、隔離事由はそれ自体、入国者収容所等内の秩序等を害するなどの危険性が高い行為であり、その中で軽微な行為であるとの一事をもって、隔離の必要がなく隔離措置が違法と評価されるべきものではない。また、当該行為の反復可能性、継続可能性については、所長等の裁量的判断において、具体的状況を考慮して判断する際の一事情とはなり得るものの、これが認められると判断した所長等の判断が合理的根拠を欠き、又は著しく妥当性を欠くと認められる場合でなければ、所長等の隔離措置は国賠法上違法と評価されない。

以上のとおり、原告が主張する判断枠組みは、隔離措置の法令上の要件を誤解するものであるか、その国賠法上の違法性を判断・検討する上で不十分なものであり、原告の前記主張は失当である。

(ウ) なお、原告は、前記のとおり解する根拠として、隔離措置は、被収容者からリラックスできる環境や他者とのコミュニケーションの機会を剥奪するものであり、被収容者の自由を制約する程度が大きい旨主張する。

しかしながら、隔離措置の一般的な態様は、前記イ(ウ)のとおりであり、リラックスできる環境や他者とのコミュニケーションの機会という観点からみても、一般の被収容者の処遇に比して、その自由に重大な制約を課すものとはいえない。

原告の上記主張は、隔離措置による具体的制限の態様を誤解するものであり、理由がない。



## 2 本件隔離について隔離事由が認められ、所長等の裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものとは認められないことについて

### (1) 原告の主張

ア 原告は、入国警備官Aの腹を蹴る行為は「接触」で、意図的でないから、「暴行」(処遇規則18条1項1号)が存在しないと主張し、また、入国警備官Aが胸に付けていた識別票及び他の入国警備官が着用していた帽子を奪った行為があったとしても、職員の職務執行に支障を生じさせるものではないから、「暴行」に当たらないなどとして、本件隔離措置の必要がなかったと主張する(原告第3準備書面4及び5ページ)。

イ また、原告は、処遇規則18条1項2号に関し、①居室から処遇室へ連行されたことについて、過剰な態様でなされた違法なものであるから、そのような職務執行に反抗したとしても処遇規則18条1項2号に係る隔離事由は認められないと主張するようであり(原告第3準備書面5ページ)、②当時、四肢に力を入れて抵抗したことについては、四肢に力を込めた事実がなく、四肢に力を入れたとしても、隔離措置の必要性がないことから、処遇規則18条1項2号の職務執行の反抗や妨害に当たらない旨主張する(原告第3準備書面6ないし8ページ)。

ウ さらに、原告は、原告の暴行行為の態様、四肢に力を入れるなどの職務妨害行為の態様等に照らして、5日間の隔離期間は必要なく、保護室に隔離する必要もなかったこと、本件隔離を含む東日本センターの隔離が十分に検討されていないことなどを述べて、本件隔離措置が比例原則に反し違法である旨を主張する(原告第3準備書面8ないし13ページ)。

### (2) 被告の主張

ア 原告の暴行が存在し、隔離事由が認められること

(ア) 原告の暴行が存在すること

原告が入国警備官Aに対し暴行を加えたことは、被告準備書面(1)(23ページ)で述べたとおりである。

(イ) 原告が意図的に入国警備官Aの腹を蹴ったこと

以下のとおり、原告が入国警備官Aの腹を蹴った行為は、意図的であったと認められる。

原告は、本件看守責任者に対して、「触ったからやった」(乙12③[14:07~14:08])と述べている。また、「彼(引用者注：入国警備官Aのことを指すと思われる。)、私の部屋入って暴力して、カメラきた。あとは、私は痛いから暴れた。痛いから。この人は私の手を痛いでこれやった。痛いになった。だから暴れた。」(乙12③[27:55~28:08])と述べている。これらの発言は、入国警備官Aを蹴った際の行為を示しているものと考えられる。

これらの原告の発言からすれば、原告が入国警備官Aの腹を蹴った行為は、原告本人が「暴れた」と述べるほどであり、「接触」にとどまるものではない。そして、「触ったからやった」、「だから暴れた」と原告本人が説明していることからすれば、一連の行為の中で自らの行為を認識しており、原告の行為は意図的に行われたものといえる。

(ウ) 入国警備官Aの受け止めについて

入国警備官Aは、原告からの暴行が単なる接触であり、意図的なものではないと認識していたわけではない。また、本件居室内において「暴行」と声を発し、他の職員に周知している(乙12③[1:47])。このような事実から、入国警備官Aは、原告の暴行を意図的なものではないと認めていたわけではないといえる。

したがって、入国警備官Aの腹を蹴った行為は、処遇規則18条1項1号の「暴行」といえ、隔離事由が充足されていないとの原告の主張に

理由がないことは明らかである。

(イ) 職務執行に支障を生じさせない旨の主張について

前記のとおり、所長等は、隔離事由が認められる場合、その当時の必要性に照らして、合理的な隔離措置を執ることができるものと解され、その隔離措置は、被収容者の性向、行状、入国者収容所等内の管理・保安の状況など、具体的状況の下で、隔離当時の必要性に照らして相当と認められる限度において許容されるものと解される。

したがって、職員の職務執行の支障を生じさせないとの一事をもって、隔離措置が違法と評価されるものではないから、原告の前記主張は、その前提を欠くものであり失当である。

これをおくとしても、入国警備官は、入国者収容所等内の規律及び秩序維持に関する職務、被収容者の処遇を中心的に担う職員であり（処遇規則7条4項、10条、12条ないし15条、17条の2ないし19条等）、本件のように、入国警備官が生活指導を行うため処遇室に来るよう指示したことに対し、大声を発するなどして反抗し、他の被収容者に対する迷惑行為に当たることも考慮して処遇室に連行するという職務（処遇規則17条の2）の遂行中に、腹を蹴るという暴行をし、また、現に着用している着衣をつかむなどの有形力を行って、識別票を奪取し、帽子を投げ捨てるといった行為を行うことが、入国者収容所等内の規律及び秩序維持を害する危険性の高いものであることは論を待たないといふべきであり、そのような行為は、入国者収容所等内の秩序等を維持するためには到底看過できないものである。人種、国籍、宗教、文化などが相違する多数の被収容者が共同で生活する入国者収容所等内において、施設内の安全と秩序を維持することは重大な職務であり、上記のような行為に対して隔離措置をとらずに黙認すれば、施設内の安全と秩序

を維持することができず、入国者収容所等の運営が困難になることは明らかである。

したがって、識別票の奪取や帽子の投げ捨てという行為は、職務執行に支障を生じさせないことから隔離措置をすることができないとの原告の主張には理由がない。

イ 四肢に力を入れるなどしたことは処遇室への連行に対する妨害に当たり、隔離事由が認められ、同連行が違法であるから、それに対する反抗は職務執行の妨害に当たらない旨の原告の主張に理由がないこと

(ア) 居室から処遇室への連行が合理的に必要と判断される限度であることは、被告準備書面(3)(16及び17ページ)で述べたとおりである。

(イ) また、仮に、先行する職員の職務執行の方法に一部妥当とまではいえない点があったとしても、その一事をもって、被収容者の妨害行為により、被収容者の逃走の防止、生命・身体の保護及び鎮静並びに施設内の規律維持を図るため隔離措置を行う必要性が失われるとはいえない。

したがって、仮に、対象となる職員の職務執行に妥当とまではいえない点があったとしても、これに対する反抗や妨害を理由とした隔離措置が直ちに違法になるということとはできない。

(ウ) 被告準備書面(3)(16ページ)で述べたとおり、原告は、生活指導のために処遇室へ連行しようとした入国警備官による処遇室への移動指示に従わず、入国警備官が有形力を行使し、連行を開始したところ、四肢に力を入れるなどして激しく抵抗し、また前記アのとおり暴行に及んだものである(被告準備書面(3)16ページ、乙8の9、10・3枚目)。

当時、入国警備官5名が原告の居室に入室後、原告を処遇室へ連行するため、有形力を行使して原告を居室から出すまでに約3分(乙12③[1:30頃~4:30頃])を要した。原告が四肢に力を入れるなどして反抗を

しなければ、直ちに居室から連行することが可能であったのであり、連行に時間を要したことは、原告が上記のとおり激しく抵抗していたことを示すものといえる。

なお、原告は、持ち上げられていたから四肢に力を入れることはできなかった旨主張している（原告第3準備書面6ページ）が、被告は、上記のとおり原告が持ち上げられる以前に、原告が四肢に力を込めて抵抗したことを主張しているものである（被告準備書面(1)25ページ）。

このように、連行に抵抗して四肢に力を入れた状態は、職員の職務執行である処遇室への連行を妨害する行為であり、また、上記の原告の抵抗態様からみて、職員に対し暴行を加える可能性があるなど危険な状態であることは、被告準備書面(3)（20及び23ページ）で述べたとおりである。

そして、原告は、入国警備官からの移動指示に従わずに大声を発しており、単なる生理的反応にとどまらず、入国警備官の正当な職務執行を妨害する具体的な危険も生じさせていたといえる。

(エ) 以上によれば、原告の一連の行為は、入国警備官の職務執行の妨害（処遇規則7条1項8号及び18条1項2号）に該当し、また、処遇室への連行が違法であるから、それに対する反抗は職務執行の妨害に当たらない旨の原告の主張には理由がない。

#### ウ 本件隔離が比例原則に反する旨の原告の主張に理由がないこと

##### (ア) 本件隔離の違法性を判断する枠組みについて

前記のとおり、所長等は、隔離事由が認められる場合、その当時における被収容者の隔離の必要性を考慮した上、被収容者の性向、行状、入国者収容所等内の管理・保安の状況など、具体的状況の下で相当と認められる期間及び方法で隔離することができるものと解され、その判断が

合理的根拠を欠き、又は著しく妥当性を欠く場合に、その付与された裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものと認められ、国賠法1条1項の適用上「違法」と評価されるものというべきである

(イ) 本件隔離の期間が適正であったこと

a 原告は、深夜、他の被収容者もいる室内で、パンセダンの処方について、薬剤師の指示に基づく入国警備官による説明を聞き入れず独自の主張を大声で叫び続け、処遇規則17条の2に基づく中止命令を受けたが従わなかったため、同室を出て処遇室まで来るよう指示されたが、これにも大声を発するなどして従わなかった(被告準備書面(1)15ページ)。そこで、入国警備官らが原告の両腕を抱えて処遇室に連行しようとしたところ、前記ア及びイのとおり、原告は、入国警備官Aの腹を蹴る暴行に及んだ上、入国警備官らの身に付けた識別表及び帽子を投げ捨て、また、四肢に力を入れるなどして激しく抵抗し、もって処遇室への連行を妨害した。このように、原告が隔離事由を行うに至る経緯及び隔離事由に該当する行為の内容それ自体が、施設内の秩序及び規律を著しく害するものであり、そのような行為をした原告を他の被収容者から隔離することにより、規律等を維持する必要性は高い。

また、原告は、これまでも多くの隔離措置(処遇規則18条)、中止命令及び制止措置(処遇規則17条の2)を受けていた(被告準備書面(1)10ページないし14ページ)。その内容は、暴行、職務執行妨害、自損行為など多岐にわたっており、そこからうかがわれる原告の性向、行状を考慮すると、原告の自損行為等を防止し、その生命・身体を保護するためには、原告の精神を安定させる必要もある。

さらに、原告は、施設内で大声を出し、居室から出ることすら拒否

していた状態であり，短期間の隔離措置では冷静にならない可能性も十分に考えられ，他の被収容者に対する迷惑行為を防止して施設内の規律維持を図る必要性も認められる。

以上によれば，5日間の隔離措置は相当であり，その判断は合理的なものといえる。

なお，隔離については，隔離中の被収容者の言動が落ち着くなどし，隔離の必要がなくなったと認められれば中止される（乙4・3枚目）。原告については，言動が落ち着いたことから，本件隔離が当初指定した5日間の満了を待たず5日目に中止された（乙17）。

したがって，本件隔離の期間に係る東日本センター所長の判断が，合理的根拠を欠き，又は著しく妥当性を欠くとは認められず，裁量権の逸脱又は濫用があったと認めることはできない。

b 原告は，本件隔離前に原告に対してパンセダンを交付すればトラブルの原因が解消され，職務執行妨害のおそれが認めがたかったことを5日間の隔離期間が不要であることの根拠の一つとして主張するようである（原告第3準備書面8ページ）。

しかしながら，被告準備書面(1)（14及び15ページ）で述べたとおり，原告の不眠時就寝前のクロルプロマジン錠の処方是一部中止されておらず，入国警備官の判断で原告に対してパンセダンを交付することはできなかつたのであり，この点，当時，入国警備官は，原告の投薬の状況を説明した上で，薬剤師から，原告がクロルプロマジン錠を所持している以上，パンセダンを服用することはできない旨を確認した（乙10・3枚目）。本件隔離当時，原告に処方されたクロルプロマジン錠が残っていたことは，平成31年1月21日の診療録に，一部中断されず残っていたクロルプロマジン錠が中止と記載されている（乙11・9枚目）ことから明らかである。

なお、原告は、本件事案発生の2日前、不眠時の処方薬を変更するため受診する機会があったにもかかわらず、医師が信用できない、精神科は受診したくないなど、医師に対する不満を一方的に述べ診療を拒否し、自らの意思で不眠時処方薬を変更する機会を逸している（乙25の1及び2）。このような経緯からすれば、原告は、医師の判断がなければ処方を変更することができないことを認識していた。

以上からすれば、居室から出る前にパンセダンを交付することにより、トラブルの原因を解消することができた旨の原告の主張に理由がないことは明らかである。

(ウ) 保護室で原告を隔離したことは適正であること

保護室は、隔離する場所の一種であり、同室による隔離が相当か否かの判断も、前記(ア)のとおり、隔離方法の一部として所長等の裁量的判断に委ねられている。

原告は、隔離室への移動中、不測の事態に備えて原告の頭部を保護しようと両手をかざしていた入国警備官に対し、突如、「もういいよ。」と怒鳴りつけ「これ手やばいよ。やめて。」と大声を発していた（乙12③[23:15]）。連行中も継続して「なんで暴力した。」「カメラないとき、なんで暴力した。」などと大声を発し続け、興奮している。さらに、原告は、隔離室が存在する収容区に入った直後、職員から「静かにして。」と言われた声に反応し、突然、これまでよりもさらに大声で「なんで暴力した。」と叫んでいる（乙12③[25:47]）。

また、上記(イ) a のとおり、原告が隔離に至った経緯等からすると、収内の秩序維持を図る必要性は高く、これに、従前の原告の処遇状況からうかがわれる原告の性向、行状などを併せて考慮すれば、上記のとおり興奮状態にある原告の自損行為等を防止して、その生命・身体の保護を



する必要もある。なお、原告は、平成31年1月19日午前0時56分頃に保護室に隔離されたが、その後、原告の保護室における状況を注視した結果、保護室における隔離の必要性がないものとして、同日午前9時56分頃、原告は単独室に移された（被告準備書面(1)16ページ）。

以上によれば、原告を保護室において隔離したことは、保護室の目的に沿った合理的なものといえることができ、裁量の範囲内といえる。

## エ 本件隔離の手續、その他の事情に関する原告の主張は失当であること

### (ア) 本件隔離に手續上の問題がないこと

#### a 本件隔離は緊急隔離であり、隔離要領上隔離時に隔離事由を説明する必要がないこと

原告は、本件隔離時、看守責任者が原告に対して職員の職務執行への反抗を理由として告げておらず、これが後に隔離の理由として追加されたことについて、手續上の問題があると主張する（原告第3準備書面6ページ）。

しかし、隔離要領上も緊急時の隔離手續（処遇規則18条2項）において、被収容者に対し、隔離事由を説明する義務はない（乙4・2枚目）。看守責任者は、原告を隔離室へ連行するに当たり、原告に対し、これから隔離する旨を事前に告知したにすぎない。

そして、看守責任者は、緊急隔離後、隔離要領別記3号様式の報告書を用いて、暴行（処遇規則18条1項1号）及び職務執行妨害（処遇規則18条1項2号）により、原告を緊急隔離したことを東日本センター所長に速やかに報告した（乙16）。また、東日本センター所長から隔離の承認を受けた後、隔離事由が記載された同要領別記2号様式の隔離言渡書を原告に提示し、隔離理由を読み聞かせており、手續上の問題は生じていない（乙8の9）。

加えて、看守責任者は、原告に対し、「暴れたでしょ」(乙12③[13:42])、「あなたがここ(引用者注：処遇室)に来てくれないからでしょ」(乙12③[13:46])などと説明した。このように原告に対する説明を行っていることから、本件隔離の手續に何ら問題はない。

**b 看守責任者の対応に問題がないこと**

看守責任者は、統括入国警備官の指揮監督の下で、看守勤務の入国警備官を指揮監督し、被収容者の処遇及び収容施設の秩序維持について責任を負っており、処遇担当統括入国警備官(以下「処遇担当統括」という。)が出張その他の理由により不在の場合は、処遇担当統括に代わってその職務を行うことになる。

本件については、深夜に発生しており、処遇担当統括が不在であったことから、看守責任者が現場における最高責任者であった。

このような状況において、まず、原告が大声で独自の主張を繰り返し、居室扉を蹴った際、入国警備官Dは入国警備官Eに電話報告するとともに、無線で応援を要請した。その際、看守責任者は、無線による応援要請を聞くとともに、入国警備官Eから口頭で報告を受け、本件事案の発生と概要を把握し、以後の対応を指示していた(乙10)。その後も、看守責任者は、原告が入国警備官らの説明を理解せずに大声で自己の主張を繰り返している状況や、入国警備官らが居室に入室し、原告を処遇室に連行する状況について、臨場する入国警備官から無線で連絡を受けるとともに、ホール設置カメラ映像をテレビ監視モニターで視聴することによって把握していた。

看守責任者が、本件事案の状況を把握していたことは、処遇室で原告に対し、「迷惑行為もしたしね。」(乙12③[13:14])、「ここ来てくれない。」(乙12③[14:30])と述べていることから明らかである。そこで、看守責任者が具体的事情を全く把握せず、把握する意思

もなかった旨の原告の主張は事実と異なるものである。

(イ) 原告の従前の処遇に問題がないこと

a また、原告は、過去の隔離措置は十分に検討されずに5日間とされたものであると主張するが、そもそも、過去の隔離措置の検討状況については、本件隔離の違法性を基礎付ける事情に当たらず、原告の主張は失当である。

b これをおくとしても、以下のとおり、原告が主張する過去の隔離措置の原因となる事実は正確なものではない。

(a) 原告は、原告の過去の隔離事由のうち、平成29年6月13日のもの(乙8の4)について、原告の行為が意図的なものでなく、容器が搬入口から落下して入国警備官に当たったにすぎないから暴行ではないなどと主張する(原告第3準備書面11及び12ページ)。

しかしながら、以下のとおり、原告の行為は意図的なものである。

原告は、隔離収容中、昼食を配膳しようとした入国警備官に対し、昼食容器と一緒に給食用トレイを室内に入れるように希望したが、トレイを居室内に入れるには居室を解錠しなければならないため、同入国警備官は保安上の支障を理由に原告の希望を拒否した。その際、原告は、「昨日も入れた。一昨日も入れた。」と大声をあげ、搬入口にあったお茶の容器、パン及び弁当容器を同入国警備官に向かって投げつけた。このような行為により、入国警備官が着用する制服が汚損し、暴行と評価された(乙26の1及び2)。

なお、原告は、小さな搬入口から昼食容器などを投げつけることは不可能であったと述べるが、搬入口は手を出すことが可能な広さであるため、昼食容器を投げつけることは十分可能である(乙26の2)。

(b) また、原告は、平成29年6月11日の隔離事由（乙8の3）について、原告の悪口を言った他の被収容者に対して、本を投げ落としたにすぎない旨主張する（原告第3準備書面12ページ）。

しかし、実際は、原告とトラブルとなった被収容者（以下「被収容者A」という。）が職員を通じて他の被収容者の話し声を注意したところ、その様子を見ていた原告が、被収容者Aが職員に告げ口をしたと腹をたて、本を投げつけた結果、本が被収容者Aの右半身に当たったという事案である（乙27）。このような行為は、立った姿勢で持っていた本を投げ落としたものではなく、危険が低い行為とはいえ、暴行に該当するものである。

(c) 以上のとおり、原告に係るそれぞれの隔離措置において、具体的な隔離理由について十分に検討が行われた。それに加え、上記のとおり、原告の性向、行状からすると生命・身体の保護をする必要性があり、他の被収容者に迷惑をかけないようにするなど規律維持の必要性も高かったといえる。このように、従前の処遇についても、原告の個別的な事情を十分に検討した上で、隔離の期間を5日間としているものであり、漫然と5日間を指定していたわけではないことから、いずれも裁量の範囲内といえることができる。

#### オ 小括

以上からすれば、原告の前記2(1)の主張はいずれも理由がなく、本件隔離については、隔離事由が認められ、所長等の裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものとは認められないことから、国賠法上違法と評価されるものではないというべきである。

### 3 まとめ

以上のとおり、本件隔離は、国賠法1条1項の適用上、違法と評価されるも

のではなく、原告の主張には理由がない。

## 第2 処遇規則41条の4所定の必要な措置に係る原告の主張に理由がないこと

### 1 原告の主張

(1) 原告は、処遇規則41条の4の不服申出に理由があると判定したときの必要な措置（以下「必要な措置」という。）について、私的団体と同様に職員の指導、人員配置、指揮・連絡体制の見直しといった措置によって果たされるべきであるとして、東日本センター所長の必要な措置に係る裁量について、行政機関であることをもって尊重すべきでないと主張する。

また、原告は、不服申出制度が所長等の裁量の結果として違法又は不当な処遇が生じてしまった場合には是正する制度であることから、所長等の裁量を尊重する必要性は後退すること、及び本件不服申出が有形力の行使に係るものであることから、本件不服申出について、積極的な司法審査が求められている旨を主張する。

さらに、原告は、不服申出制度について、職員に抗議することが処遇規則7条所定の迷惑行為や職務執行妨害行為に当たるとして不利益な扱いを受けおそれがあることや、外部に情報を発信して改善を図る機会も乏しいことから、不服申出が不当な処遇の防止・改善を図るための唯一の手段であり、理由があるとされた場合、再発防止のための効果的な措置を確実に採る必要性が高いと主張する（原告第3準備書面14及び15ページ）。

(2) そして、本件に関し、原告は、被告が、ミーティング及びメールで全ての入国警備官に対して注意喚起をしたこと、及び入国警備官Aに対して個別に伝達したと主張したことについて、公文書が作成されているはずで、それを提出していないことから、これらの措置が講じられていないと主張する。

また、原告は、処遇部門において行った職員及び入国警備官Aに対する注

意喚起などについて、形だけのもので効果がない旨を主張し、さらに、入国警備官Aが原告に対する報復的な措置に及ぶ可能性がある不合理なものであると主張する（原告第3準備書面16ないし20ページ）。

## 2 被告の反論

### (1) 必要な措置に係る原告の主張に理由がないこと

ア 処遇規則41条の4は、所長等が理由があると判定したときに加えて、出入国在留管理庁長官が理由があると裁決をしたときに、必要な措置を講じる旨を規定している。

所長の判定及び出入国在留管理庁長官の裁決のいずれの場合においても、必要な措置は、施設の保安及び衛生の保持を前提として、事案の内容、当該被収容者の性向・行状に加えて、予算、定員、施設・設備など、各施設の実情に応じて講じられるべきである。そのため、必要な措置の内容に係る判断は、各施設の管理運営を熟知し、その責任を担う所長等の合理的裁量に委ねられていると解することが相当である。

そして、このような性質の裁量に対する司法審査は、所長等と同一の立場に立って、当該措置を執るべきであったかどうか、又はいかなる措置を選択すべきであったかについて判断し、その結果と当該措置とを比較してその軽重を判断すべきものではない（最高裁判所昭和52年12月20日第三小法廷判決・民集31巻7号1225ページ）。飽くまでも、所長等の裁量権の行使に基づくものであることを前提として、その判断が事実の基礎を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことなどにより、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、その判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法になると解すべきである。

イ また、被告としても、必要な措置が、再発防止に効果的なものであるべ

きことを争うものではないが、被告準備書面(3) (9ページ)で述べたとおり、被收容者の処遇に関しては、入国者收容所等視察委員会による視察や同委員会に対する情報提供(入管法61条の7の2第2項及び同条7の4第1項)、被收容者からの意見の聴取(処遇規則2条の2)などが規定されている。したがって、不服申出が不当な処遇の防止、改善を図るための唯一の手段であるとの原告の主張は誤っている。

ウ 以上からすれば、原告の上記第2の1(1)の主張はいずれも理由がないといふべきである。

## (2) 注意喚起の存否及び効果についての原告の主張に理由がないこと

ア 統括入国警備官が看守勤務者及び入国警備官Aに注意喚起をした事実はないとの原告の主張について

被告準備書面(1) (17ページ)及び被告準備書面(2) (3及び4ページ)で述べたとおり、東日本センターは正式な連絡として、注意喚起を行った(乙20)。

これに対し、原告は、指示や注意喚起について、行政の適正かつ効率的な運営、及び行政の諸活動について国民に説明するという公文書管理法の目的(公文書管理法1条)に照らせば公文書が作成されているはずであるなどと主張する(原告第3準備書面16及び17ページ)。

しかしながら、公文書の管理に関するガイドラインは、「〇〇省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに〇〇省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」(甲13・10ページ)としている。また、同ガイドラインは、文書作成を要しない場合として、「事後に確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ当該事案が歴史的価値を有さないような場合であ

り、例えば、所掌事務に関する単なる照会・問い合わせに対する応答、行政機関内部における日常的業務の連絡・打合せなどが考えられる」(同号証11ページ)としている。このような解釈に照らせば、日々のミーティングなどにおいて行われた指示や注意喚起について、文書を作成しなければならないということとはできない。

東日本センターにおいて、上司(本件では首席入国警備官及び統括入国警備官)は、部下職員(本件では看守勤務者)に対し、口頭その他の方法により、業務に係る指示、注意喚起を一般的に行っている。しかし、東日本センターは、それぞれの指示や注意喚起を逐一文書化しなければならないものではなく、文書化されていないことをもって、実際に注意喚起がされていないということとはできない。

#### イ 本件不服申出に係る必要な措置に効果がないとの原告の主張について

(ア) 原告は、看守勤務者及び入国警備官Aに対する注意喚起が再発防止効果に乏しいと主張する具体的な理由として、①被収容者に無用な痛みを与える行為をしてはならないことを伝えても他の事案への応用ができないこと、②入国警備官Aに懲戒などの制裁が行われておらず、警告や書面の交付もしていないこと、③所長からの注意喚起文書(乙20)に対象となった行為についての具体的な記述がなく、当該行為によってペナルティが課されないことを挙げている(原告第2準備書面17及び18ページ)。

(イ) しかしながら、「無用な痛みを与える行為をしてはならない」との指示や注意喚起は、被収容者への対応として包括的なものであり、各職員が職務を行う上で留意することが期待できるため、むしろ、他の事案に応用することができるものといえるのであって、上記①の原告の主張は、失当である。

(ウ) また、上記②の原告の主張については、前記のとおり、どのような措



置を選択するかにつき、所長等には裁量権があるところ、以下のとおり、原告が主張するような措置を選択しないことが、その裁量権の範囲を逸脱するものとはいえない。

本件においては、入国警備官Aの一部の行為は不当と評価されたものの、適法であったといえる。そして、措置の選択に当たっては、親指で首を押し続けたこと、鼻と口を押さえたこと、腕を後ろに上げたことなどの事実を具体的に検討しており(乙19)、その判断において事実の基礎を欠いていたということはなく、考慮すべき事実は適切に考慮していたといえる。

したがって、東日本センター所長が入国警備官Aに懲戒処分をしなかったことや、次回懲戒処分を行う旨の警告を行わなかったことについては、社会通念上著しく妥当性を欠くということとはできず、その裁量の範囲内といえる。

(エ) また、統括入国警備官は、看守勤務者及び入国警備官Aへの注意喚起に当たり、本件不服申出の事案について説明をしたこと(被告準備書面(2)4ページ)、ペナルティがないことだけをもって一般予防効果がないともいえないことからすると、原告の上記③の主張にも理由がない。

(オ) なお、原告は、被収容者に対する体罰は許されないことを理由として、ペナルティを課すべきであることを主張するようである(原告第3準備書面18ページ)。しかし、被告準備書面(1)(20及び21ページ)で述べたとおり、入国警備官Aの行為は体罰として行ったものではないことから、ペナルティを課す理由はない。

また、原告は、本件に係る必要な措置に「事実認定の開示、責任者による謝罪、被害の補償、リハビリテーションが含まれていない」とも主張する(原告第3準備書面18ページ)。しかし、いかなる措置を行うかということについては、上記のとおり所長等に裁量があるところ、東日

本センター所長が、原告の主張する措置を行わなかったことをもって、社会通念に照らし、著しく妥当性を欠き、その裁量権の逸脱・濫用があったと認め得るような事情はなく、原告の上記主張は失当である。

#### ウ 入国警備官Aに対する注意喚起が再発の危険を高めるとはいえないこと

原告は、入国警備官Aの本件制圧に係る態度や行動に加えて、不服申出をした被収容者に対する不利益を禁止する旨の規定を示し、入国警備官Aが原告に対して報復をする可能性があるから、入国警備官Aに対して行った注意喚起が本件不服申出に係る必要な措置として不適切であったと主張するようである（原告第3準備書面18ページないし20ページ）。

しかしながら、前記2(2)アで述べたとおり、不当な業務遂行があった場合に上司が部下の職員に対して注意喚起をすることは一般的である。また、このような注意喚起が適正な職務遂行に貢献することがあったとしても、一般的に報復の危険性を高めるということはできない。

したがって、原告が主張する事情をもって、入国警備官Aが原告に報復をする具体的な危険性を高めるということはできず、入国警備官Aに対する注意喚起が不適切であり、本件不服申出に係る必要な措置として違法と認めることもできないというべきである。

#### エ 小括

以上からすれば、原告の前記1(2)の主張はいずれも理由がないというべきである。

#### (3) まとめ

以上のとおり、原告が本件不服申出に係る必要な措置が違法であることの原因として主張する事由は、いずれも東日本センター所長の判断が、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したといえる事情に当たらないことから、原告の主張は理由がない。

### 第3 結語

以上のとおり，原告の主張にはいずれも理由がないから，速やかに棄却されるべきである。

以上